

吸収分割に関する事前開示書類

D C Mホールディングス株式会社

2020 年 4 月 25 日

吸収分割に関する事前開示書類

東京都品川区南大井六丁目 22 番 7 号
D C Mホールディングス株式会社
代表取締役社長 兼 C O O 石黒 靖規

当社は、当社の完全子会社である D C M分割準備株式会社（以下「準備会社」といいます。）との間で 2020 年 4 月 10 日に吸収分割契約を締結し、当社を吸収分割株式会社、準備会社を吸収分割承継株式会社とする会社分割により、当社のホームセンター事業に関する権利義務の全部を準備会社に承継させることといたしました（以下「本吸収分割」といいます。）。つきましては、会社法第 782 条第 1 項及び会社法施行規則第 183 条の規定に従い、下記のとおり吸収分割契約の内容及びその他法務省令で定める事項を記載した書面を備え置くことといたします。

記

1. 吸収分割契約の内容に関する事項
別紙 1 のとおりです。
2. 会社法第 758 条第 4 号に掲げる事項についての定めがないことの相当性に関する事項
準備会社は当社の完全子会社であるため、本吸収分割に際して、準備会社は、当社に対し、株式、金銭その他の財産交付をいたしません。
3. 吸収分割承継株式会社についての事項
 - (1) 準備会社の成立の日における貸借対照表の内容
別紙 2 のとおりです。
 - (2) 準備会社の成立の日以後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等があるときは、当該臨時計算書類等の内容
該当事項はありません。
 - (3) 準備会社の成立の日以後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象が生じたときは、その内容
該当事項はありません。
4. 吸収分割株式会社について、最終事業年度の末日後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その

他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象が生じたときは、その内容

当社は、本吸収分割の承継会社とするため、当社が発起人となって、2020年4月1日に準備会社を設立しました。準備会社の概要は以下のとおりです。

(1) 商号	D C M分割準備株式会社
(2) 本店所在地	東京都品川区南大井六丁目 22 番 7 号
(3) 代表者の役職・氏名	石黒 靖規
(4) 資本金	金 1 億円
(5) 株主構成及び持株比率	当社 100%
(6) 当社の出資額	金 1 億円

5. 債務の履行の見込みに関する事項

当社は、本吸収分割を行うに際し、本吸収分割の効力発生日以降における当社の債務及び準備会社に本吸収分割により承継させる債務の履行の見込みに関して、以下のとおり判断しました。

(1) 当社の債務の履行の見込みについて

準備会社は当社の完全子会社であるため、本吸収分割に伴い、当社企業集団の資産、負債の額に変動はなく、また、本吸収分割の効力発生日（2021年3月1日）後における当社企業集団の資産の額は、負債の額を十分上回るものと見込んでおります。

また、本吸収分割後の当社の事業活動について、債務の履行に支障をきたすような事態は、現在のところ予測されておられません。

以上の点を総合的に考慮した結果、本吸収分割後においても、当社が負担すべき債務については、履行の見込みがあるものと判断しております。

(2) 準備会社が承継する債務の履行の見込みについて

準備会社の成立の日から現在に至るまでの資産及び負債の額に生じた変動、並びに、今後本吸収分割の効力発生日（2021年3月1日）までに予測される資産及び負債の額の変動を考慮しても、効力発生日後における準備会社の資産の額は、負債の額を十分上回るものと見込んでおります。

また、本吸収分割後の準備会社の事業活動について、債務の履行に支障をきたすような事態は、現在のところ予測されておられません。

以上の点を総合的に考慮した結果、本吸収分割後においても、準備会社が負担すべき債務については、履行の見込みがあるものと判断しております。

以上

別紙 1 吸収分割契約の内容



吸収分割契約書

DCMホールディングス株式会社（以下「甲」という。）及びDCM分割準備株式会社（以下「乙」という。）は、2020年4月10日付で、以下のとおり吸収分割契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第1条（吸収分割）

甲は、本契約の定めに従い、本効力発生日（第6条において定義する。以下同じ。）に、甲を吸収分割会社、乙を吸収分割承継会社とする吸収分割（以下「本吸収分割」という。）により、甲が営むホームセンター事業（以下「本事業」という。）に関して有する本権利義務（第3条第1項において定義する。）を乙に承継させ、乙は、これを甲から承継する。

第2条（商号及び住所）

本吸収分割に係る吸収分割会社及び吸収分割承継会社の商号及び住所は、それぞれ以下のとおりである。

(1) 吸収分割会社（甲）

商号：DCMホールディングス株式会社

住所：東京都品川区南大井六丁目22番7号

(2) 吸収分割承継会社（乙）

商号：DCM分割準備株式会社

住所：東京都品川区南大井六丁目22番7号

第3条（承継する権利義務）

1. 本吸収分割により乙が甲から承継する資産、債務、労働契約その他の権利義務（以下「本権利義務」という。）は、別紙のとおりとする。なお、乙が甲から承継する資産及び債務については、甲の2021年2月28日現在の貸借対照表その他同日現在の計算を基礎とし、これに本吸収分割の効力発生直前時点までの増減を加除した上で確定させるものとする。
2. 甲及び乙は、本権利義務のうち、その移転又は対抗要件具備のために登記、登録、通知、承諾その他の手続を必要とするものについては、本効力発生日後、相互に協力して遅滞なくその手続を行う。
3. 第1項の規定に基づき乙が承継する債務については、すべて重疊的債務引受の方法による。

第4条（分割に際して交付する対価に関する事項）

乙は、本吸収分割に際して、本権利義務の対価の交付を行わない。

第5条（吸収分割承継会社の資本金及び準備金の額）

本吸収分割により、乙の資本金及び準備金は増加しない。

第6条（効力発生日）



本吸収分割がその効力を生ずる日（以下「本効力発生日」という。）は、2021年3月1日とする。
但し、本吸収分割に係る手続の進行上の必要性その他の事由により必要があるときは、甲及び乙は、合意の上、これを変更することができる。

第7条（承継会社の新株予約権）

本吸収分割において、甲の新株予約権の新株予約権者に対し、当該新株予約権に代わる乙の新株予約権は交付しない。

第8条（競業避止義務）

甲は、本吸収分割にかかわらず、乙に対し、競業避止義務を負わない。

第9条（変更及び解除）

本契約締結後、本効力発生日までの間、本吸収分割の実行に重大な支障となる事態が生じるなどして本契約の目的の達成が困難となった場合、甲及び乙は、合意の上、本吸収分割の条件その他の本契約の内容を変更し、又は本契約を解除することができる。

第10条（承認決議）

本契約は、本効力発生日の前日までに甲及び乙の株主総会における本契約の承認が得られなかったときは、その効力を失う。

第11条（誠実協議事項）

本契約に定める事項の他、本吸収分割に必要な事項は、本契約の趣旨に従い、甲及び乙において誠実に協議の上、これを定める。

（以下余白）

本契約の締結を証するため、本契約の正本 2 通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、各 1 通を保有する。

2020 年 4 月 10 日

甲： 東京都品川区南大井六丁目 22 番 7 号
DCMホールディングス株式会社
代表取締役社長 兼 COO 石黒 靖規



乙： 東京都品川区南大井六丁目 22 番 7 号
DCM分割準備株式会社
代表取締役社長 石黒 靖規



承継権利義務明細表

1 資産

(1) 流動資産

本事業に属する現金及び預金、売掛金、商品、前渡金、前払費用、短期貸付金、その他の流動資産の一切（但し、別途甲及び乙の間で合意したものを除く。）

(2) 固定資産

本事業に属する固定資産、投資その他の固定資産の一切（但し、別途甲及び乙の間で合意したものを除く。）

2 負債

(1) 流動負債

本事業に属する買掛金、電子記録債務、1年内返済予定の長期借入金、未払金、預り金、その他の流動負債の一切（但し、別途甲及び乙の間で合意したものを除く。）

(2) 固定負債

本事業に属する長期借入金、その他の固定負債の一切（但し、別途甲及び乙の間で合意したものを除く。）

3 労働契約

本効力発生日において本事業に従事する甲の全ての従業員の雇用契約に関する契約上の地位及びこれに付随する一切の権利義務

4 その他の権利義務及び契約上の地位

(1) 本効力発生日において、本事業に関し甲が締結している一切の契約上の地位及びこれに基づき発生した一切の権利義務（但し、別途甲及び乙の間で合意したものを除く。）

(2) 本事業に関する甲の許可、認可、承認、登録及び届出等のうち、甲から乙への承継が法令上可能であるものの一切

(3) 前2号に定めるもののほか、本事業に関し甲に発生した一切の権利義務（但し、別途甲及び乙の間で合意したものを除く。）

以上



別紙 2 準備会社の成立の日における貸借対照表の内容

(単位：百万円)

資産の部		負債・純資産の部	
科目	金額	科目	金額
現金及び預金	100	資本金	100
資産合計	100	負債・純資産合計	100

以上